

青森県報

第七百五十三号

令和六年
四月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康医療福祉政策課) …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障がが課) …… 三
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 三
- 土地改良事業の工事の完了…………… (三八地域県民局) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院が丘病院長病室) …… 三

告 示

青森県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	令和六・一・三
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	ク
畑中歯科医院	むつ市小川町一丁目一七の二三	六・二・六
桔梗野歯科	弘前市大字桔梗野二丁目五の二三	六・二・二

青森県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	令和六・二・一

めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	〃
畑中歯科医院	むつ市昭和町二二の八	六・二・七
桔梗野歯科	弘前市大字桔梗野二丁目五の二三	六・三・一
むつ女性クリニック	むつ市中央二丁目五の五	六・四・一

青森県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所在地	指定辞退年月日
千葉歯科医院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈六二の二	令和六・四・一

青森県告示第二百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	令和六・一・三
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二三	〃

青森県告示第二百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二三	令和六・三・一
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	〃
畑中歯科医院	むつ市昭和町二二の八	六・二・七
桔梗野歯科	弘前市大字桔梗野二丁目五の二三	六・三・一

むつ女性クリニック

むつ市中央二丁目五の五

六・四・一

青森県告示第二百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人楽晴会	特定非営利活動法人豊穰の杜	上北郡東北町上北南一丁目二の九三	就労継続支援A型	豊穰の杜作業所	令和六・四・三〇
三沢市大町二丁目六の二七	就労移行支援	障害者就労センターポリス	三沢市大字三沢堀口一六四の一字		

青森県告示第二百七十八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和六年四月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表横浜町区域の項を次のように改める。

横浜町区域
横浜町漁業協同組合の地区

4321
小型定置漁業
底建網漁業
ほたてけた網漁業
総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として刺網漁業

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

下田子地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年四月二十四日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

- 一 県営土地改良事業の名称
通作条件整備事業
- 二 工事完了年月日
令和五年八月二十五日

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二十四日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立つくしが丘病院清掃業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室
青森市大字三内字沢部三五三の九二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
太平ビルサービス株式会社
青森市勝田一丁目一八の七
- 六 契約金額
年額三千五百六十四万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続
- 八 再度の入札に付したが落札者がなかったため、最低価格入札者と随意契約の協議
を行い、予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方
としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭